

自転車損害賠償責任保険等への  
加入促進に関する標準条例  
条文解説  
(平成 31 年 2 月)

国土交通省自転車活用推進本部事務局

## <第2条関係>

【解説1】 自転車損害賠償責任保険等とは何か。

答 自転車で歩行者とぶつかり怪我をさせた場合など、自転車利用者が加害者側となり、歩行者等の被害者に対する民事上の損害賠償責任を負うこととなった場合に、加害者が被害者に損害賠償を行なうための金銭負担を補償する保険や共済をいう。

具体的には以下のとおり。

### ①通勤通学や買い物などの日常生活で自転車を利用している個人の場合

・自動車保険や火災保険、傷害保険など、他の保険商品等の“特約”として、「日常生活賠償特約」や「個人賠償責任補償特約」等の名称で販売されているものが、“自転車損害賠償責任保険等”に該当する代表的な商品であり、クレジットカード等の会員専用保険の中にも同様の商品がある。

これらの「日常生活賠償特約」や「個人賠償責任補償特約」等は、日常生活で発生する様々なアクシデント（例えば、ショッピング中に売り物を壊したり、サッカーボールで他人にケガをさせたりした場合）を補償範囲とするものだが、自転車事故も日常生活上の事故の一つとして補償している。

※「日常生活賠償特約」や「個人賠償責任補償特約」等は、契約者本人だけでなく、契約者本人と同居している家族や、生計を一にする別居の未婚の子（親元を離れ、親から仕送りを受けて生活している大学生など）も保障対象範囲であることが殆どであるため、家族全員の契約内容をよく確認することが重要である。

・これらのほか、主にインターネット等で販売されている保険商品の中には、自転車利用者本人のケガを補償する「傷害保険」と組み合わせた、自転車利用者向けパッケージ保険（いわゆる“自転車保険”）も多数あるため、これらに加入することも、自転車損害賠償責任保険等に加える選択肢の一つである。

### ②未成年者を監護する保護者（自転車を利用する子を持つ保護者）の場合

・「日常生活賠償特約」や「個人賠償責任補償特約」等は、契約者本人だけでなく、契約者本人と同居している家族や、生計を一にする別居の未婚の子（親元を離れ、親から仕送りを受けて生活している大学生など）も保障対象範囲であることが殆どである。

そのため、自転車を利用する子を持つ保護者の場合、保護者自身が契約している自動車保険や火災保険等に、「日常生活賠償特約」や「個人賠償責任補償特約」等を付けることで、子も同時に自転車損害賠償責任保険等に加えていることとなる。

・上記のほか、子を被保険者（保険でカバーされる者のこと）として自転車利用者向けパッケージ保険（いわゆる“自転車保険”）に加入することも、方法の一つである。

### ③事業活動のために自転車を利用している事業者の場合

- ・自転車による宅配サービスを行なう会社など、事業活動のために自転車を利用している場合は、事業者向けに「施設賠償責任保険」等の名称で販売されている保険商品等が、自転車損害賠償責任保険等に当たる。
- ・事業者が従業者に自転車を利用させる場合も含まれる。

### ④自転車貸付業者（シェアサイクル会社やレンタサイクル会社等）の場合

・上記③の事業者と同様に、「施設賠償責任保険」等の名称で販売されている保険商品等が自転車損害賠償責任保険等に該当するが、一般的に、事業者側の整備不良等が原因である自転車事故は補償対象となる一方、もっぱら借り手の運転ミス等が原因である自転車事故については補償対象とならない。

そのため、整備不良等が原因の自転車事故だけでなく、借り手の運転ミス等が原因である自転車事故についても補償対象とするため、個別に保険会社等と相談する必要がある。

※上記①～④はあくまで一般的な説明であるため、保険会社等から受け取った保険証券や重要事項説明書等をよく確認し、よく分からない場合は、契約している保険会社等や保険代理店等に確認するなど、まずは、自らが現在、どのような保険等に参加しているのか、よく確認することが重要となる。

### <第3条第1号関係>

|                                       |
|---------------------------------------|
| 【解説2】県外から自転車を乗り入れるような場合であっても、義務がかかるのか |
|---------------------------------------|

答 県内において自転車を利用するときは、当該県内に居住しているかどうかにかかわらず条例の適用を受けるので、自転車損害賠償責任保険等への加入が義務づけられる。

＜第3条第2号関係＞

【解説3】第3条第2号の規定の趣旨

答 平成29年中の自転車運転者（第1当事者）の年齢層別交通事故件数を分析すると、全体の約4割が19歳以下の未成年であることから、未成年が自転車損害賠償責任保険等に加入していることが重要である。

しかしながら、未成年者は自ら契約者となることが困難であることから、未成年者が自転車を利用するときは、当該未成年者を監護する保護者に対して、当該未成年者の自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入を義務づけるものである。

※具体的な保険商品は、【解説1】の②に記載のとおり。

なお、学校等で加入するPTA総合補償制度等によりカバーされている場合もあることから、保護者以外の者によって、当該保護者が監護する未成年者が自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入している場合は、この限りではない。

【解説4】保護者の定義について

答 親権を行う者、未成年後見人等で、未成年者を現に監護する者をいう。

＜第3条第3号関係＞

【解説5】第3条第3号の規定の趣旨

答 一般的に、個人向けに「日常生活賠償特約」や「個人賠償責任補償特約」等の名称で販売されている保険商品等は、個々人の通勤通学や日常生活上の事故が補償対象範囲となっており、事業者が事業活動のために自転車を利用する場合はカバーされていないことから、事業者が、その事業活動において自転車を利用するときは、事業活動を保障する自転車損害賠償責任保険等に、別途加入する義務があることを規定したものである。

なお、従業者を使っている事業者の場合は、自社が直接雇用する従業者だけでなく、他の会社など別経営の事業者から出向又は派遣されている者も含め、自社のために働いている全ての者を保険加入の対象としなければならない。ただし、派遣元の事業者等により自転車損害賠償責任保険等に加入している場合はその限りではない。

※具体的な保険商品は、【解説1】の③に記載のとおり。

<第3条第4号関係>

【解説6】第3条第4号の規定の趣旨

答 近年、シェアサイクルの台数は増加傾向にあり、観光客の利用も今後ますます増加していくものと考えられるが、県外や海外からの観光客は、自転車損害賠償責任保険等に加入していないことが考えられることから、自転車貸付事業者の、貸付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入する義務を規定したものである。

なお、一般的な施設賠償責任保険の場合、利用者（借受人）の運転ミスによる事故は補償の対象外（対象は自転車貸付事業者の整備や管理上のミスに起因する事故）であり、多くの交通事故の場合、補償の対象外となることが想定されることから、各自転車貸付事業者は、利用者（借受人）の運転ミスを含めた、自転車の利用全般に係る保険加入が必要である。

※具体的な保険商品は、【解説1】の④に記載のとおり。

【解説7】自転車貸付事業者には、市町村や、宿泊者に対して無料で自転車をレンタルするホテル等も含まれるのか。

答 自転車貸付事業者に当たるかどうかは、有償・無償に関係なく、反復継続して利用者に自転車を貸し付けているかどうかで判断すべきであり、シェアサイクル事業者はもとより、シェアサイクルを運営する市町村や（有償・無償にかかわらず）継続的にレンタルサイクルのサービスを行うホテル等も対象になる。

一方、友人同士の自転車の貸し借りやホテルによる一時的な自転車のレンタルで、反復継続性が想定されないようなものは対象とはならない。

<第4条第1項関係>

【解説8】第4条第1項の規定の趣旨

答 新規の自転車購入者の多くは自転車小売業者から購入することが想定されることから、購入の機会を捕まえて、自転車購入者に対して、自転車損害賠償責任保険等の加入状況の確認や、加入の必要性等について説明することは、自転車損害賠償責任保険等への加入促進に極めて重要である。

このため、自転車小売業者（消費者に対する販売を業とする者全てを含む。規模等は問わない。）に対して、自転車購入者の自転車損害賠償責任保険等への加入の有無を確認するとともに、未加入者や加入しているかどうか分からない者に対して、加入の必要性等について情報提供するよう努力義務を課すものである。

なお、実店舗ではなくインターネット通販を行なっている自転車小売業者の場合は、そのホームページ画面や、取引時の内容確認メールの文面に追記する等の手段により、情報提供を行なうことが想定される。

**【解説 9】 自転車損害賠償責任保険等の加入の確認の方法はどのように行うのか。**

答 確認の方法については、自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等の保険証券等により確認することを基本とする。ただし、明示することが困難な場合や不明な場合には、口頭による確認で構わない。

なお、実店舗ではなくインターネット通販を行なっている自転車小売業者の場合は、通販サイト内に確認画面を設けるなど、その特性に応じた工夫を行なうことで足りる。

#### < 第4条第2項関係 >

**【解説 10】 自転車損害賠償責任保険等の加入に関する情報とはどのようなものか**

答 加入に関する情報とは、自転車損害賠償責任保険等の種類や特徴、その必要性、加入の義務化の内容等を指す。

なお、保険代理店ではない自転車販売店が、特定の保険会社や特定の保険商品等について、当該保険会社の比較優位性や当該特定保険商品等の具体的な保険料や保障内容等について詳しく説明し、来店者など第三者に当該保険商品等の購入（保険加入）を勧めた場合、保険業法で禁じられた無登録募集（保険代理店ではない者が保険契約の募集等を行なうこと）に該当する可能性があるため、保険代理店ではない一般的な自転車販売店における具体的な情報提供のあり方としては、以下のような例にとどめる必要がある。

#### **【実店舗の場合】**

- ① 各都道府県や日本損害保険協会等が作成した自転車損害賠償責任保険等への加入の必要性を説明するパンフレット等を交付する。

**【日本損害保険協会HP】** <http://www.sonpo.or.jp/efforts/reduction/jitensya/>

- ② 自転車損害賠償責任保険等の一般的な説明として、以下のような事柄を説明する。
- ・多くの保険会社等から、自動車保険や火災保険あるいは傷害保険等の“特約”として販売されている「日常生活賠償特約」や「個人賠償責任補償特約」等が自転車損害賠償責任保険等の一種であり、また、これらの商品の多くは、契約者本人だけでなく、同居の家族や生計を一にする別居の未婚の子（親元を離れ、仕送りを受けて生活している大学生など）もカバーしているため、保険会社等から受け取った保険証券や重要事項説明書等の内容をよく確認することが重要であること。
  - ・インターネットやコンビニでも広く販売されていること。

#### 【ネット通販の場合】

- ① 各都道府県や日本損害保険協会等が作成した自転車損害賠償責任保険等への加入の必要性を説明するホームページへのリンクバナーを、自社のホームページに設置する。
- 【日本損害保険協会HP】 <http://www.sonpo.or.jp/efforts/reduction/jitensya/>
- ② 自社のホームページ内の広告欄に、特定の保険会社や特定の保険商品等を推奨するような記載や表示をすることなく、単に損害保険各社のリンクバナーを設置する。
- ③ 自社のホームページ内において、自転車損害賠償責任保険等への加入の必要性を説明するページを設け、自転車損害賠償責任保険等の一般的な説明として、以下のような事柄を説明する。
- ・多くの保険会社等から、自動車保険や火災保険あるいは傷害保険等の“特約”として販売されている「日常生活賠償特約」や「個人賠償責任補償特約」等が自転車損害賠償責任保険等の一種であり、また、これらの商品の多くは、契約者本人だけでなく、同居の家族や生計を一にする別居の未婚の子（親元を離れ、仕送りを受けて生活している大学生など）もカバーしているため、保険会社等から受け取った保険証券や重要事項説明書等の内容をよく確認することが重要であること。
  - ・インターネットやコンビニでも広く販売されていること。

(注) 上記の例に当てはまる場合であっても、保険会社や保険代理店からの報酬や、資本関係の状況等を総合的に鑑みて、保険会社や保険代理店が行なう保険募集と、一体性や連続性を推測させるような特別な事情がある場合には、保険業法等に抵触するおそれがあるため、「保険会社向けの総合的な監督指針」に留意する必要がある。

#### 【保険会社向けの総合的な監督指針（金融庁HP）】

<https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/ins.pdf>

#### <第4条第3項関係>

##### 【解説11】第4条第3項の規定の趣旨

答 第4条第3項においては、事業者に対して自転車損害賠償責任保険等への加入を義務づけているが、一般的な事業者向けの保険（施設賠償責任保険）は、事業者が自らの事業活動により、従業者に自転車を利用させる場合のみカバーされており、従業者が通勤に自転車を利用し、事故を起こした場合は補償の対象外となることが多い。

従業者が通勤に自転車を利用する際は、第3条第1号に基づき、自転車損害責任保険等への加入が義務づけられているが、事業者が、通勤経路等の確認の際に、通勤に自転車を利用する従業者に対して、自転車損害賠償責任保険等の加入状況の確認や、加入の必要性等について説明することは、自転車損害賠償責任保険等の加入促進に極めて重要である。

このため、事業者に対して、従業者の中に、通常の通勤の方法として自転車を利用する者がいるときは、自転車損害賠償責任保険等への加入の有無を確認するとともに、未加入者や加入しているかどうか分からない者に対して、加入の必要性等について情報提供するよう努力義務を課すものである。

なお、従業者への自転車損害賠償責任保険等への加入の有無の確認等については、保険証券等による直接的な確認の他、従業者と自転車損害賠償責任保険等に加入していることを確認する誓約書等を交わすこと等でも足りる。

##### 【解説12】「通常の通勤方法」とは何か。

答 事業者に届け出た鉄道・バス等の通常利用する経路及び通常これに代替することが考えられる経路・方法等のことを指す。

#### <第4条第4項関係>

##### 【解説13】第4条第4項の規定の趣旨

答 従業者が通常の通勤の方法として自転車を利用しているにもかかわらず、自転車損害賠償責任保険等に未加入の場合や加入しているかどうか分からない場合に、事業者が従業者に対して、加入の必要性等について情報提供するよう努力義務を課すものである。

なお、加入に関する情報とは、自転車損害賠償責任保険等の種類や特徴、その必要性、加入の義務化の内容等を指すが、保険代理店ではない者による保険募集等は保険業法により禁じられているため、具体的な情報提供のあり方としては、以下のような例にとどめる必要がある。

- ① 各都道府県や日本損害保険協会等が作成した自転車損害賠償責任保険等への加入の必要性を説明するパンフレット等を交付するほか、社内ポータルサイトや社内掲示板に掲示する。

【日本損害保険協会HP】<http://www.sonpo.or.jp/efforts/reduction/jitensya/>

- ② 自転車損害賠償責任保険等の一般的な説明として、以下のような事柄を説明する。
  - ・多くの保険会社等から、自動車保険や火災保険あるいは傷害保険等の“特約”として販売されている「日常生活賠償特約」や「個人賠償責任補償特約」等が自転車損害賠償責任保険等の一種であり、また、これらの商品の多くは、契約者本人だけでなく、同居の家族や生計を一にする別居の未婚の子（親元を離れ、仕送りを受けて生活している大学生など）もカバーしているため、保険会社等から受け取った保険証券や重要事項説明書等の内容をよく確認することが重要であること。
  - ・インターネットやコンビニでも広く販売されていること。

（注）上記の例に当てはまる場合であっても、保険会社や保険代理店からの報酬や、資本関係の状況等を総合的に鑑みて、保険会社や保険代理店が行なう保険募集と、一体性や連続性を推測させるような特別な事情がある場合には、保険業法等に抵触するおそれがあるため、「保険会社向けの総合的な監督指針」に留意する必要がある。

【保険会社向けの総合的な監督指針（金融庁HP）】

<https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/ins.pdf>

#### <第4条第5項関係>

|                    |
|--------------------|
| 【解説14】第4条第5項の規定の趣旨 |
|--------------------|

答 第3条第4号において、自転車貸付事業者は、その貸付の用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならないこととされているが、自転車貸付事業者が、自転車の借受人に対し、自らが加入している保険の内容について情報提供することは、借受人が条例に違反していないことの確認につながるとともに、自転車損害賠償責任保険等への加入の必要性について、借受人に周知する機会にもなることから、自転車貸付事業者が業として自転車を貸し付けるときは、その借受人に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等の内容に関する情報を提供するよう努力

義務を課すものである。

<第5条第1項関係>

【解説15】第5条第1項の規定の趣旨（都道府県による情報提供の例）

答 自転車を利用する者への直接的な義務づけ等以外にも、自転車損害賠償責任保険等の加入の必要性や加入すべき保険等の保障内容、自転車損害賠償責任保険等への加入状況の把握の必要性等について広報啓発を図ることは重要であることから、これを規定したものである。

都道府県が行う情報提供の例としては、管内市町村や都道府県の交通安全協会等と連携して、自転車損害賠償責任保険等への加入義務化について紹介するチラシやリーフレット等を作成し配布することや、各種イベント・広報媒体での周知等が想定される。

【解説16】関係団体には、例示したもの以外にはどのようなものが想定されるか。

答 条例案において例示したもの以外の関係団体としては、たとえば、都道府県の交通安全協会、自転車駐車場の管理者や保育所・託児所等が想定される。自転車駐車場の管理者については、近年、利用者のニーズの多様化に伴い、管理者不在の自転車駐車場も増加していることから、本標準条例案においては、一律の規定を置いていないが、たとえば、駅前の大規模な自転車駐車場等において自転車損害賠償責任保険等への加入の有無の確認や、加入を確認できなかった際の自転車損害賠償責任保険等への加入に関する情報提供は、広報啓発の観点で大きな効果があると考えられる。

また、保育所や託児所については、保護者による子供の送迎に自転車が使用されることが多いことから、機会を捕まえて情報提供を行うことは重要である。

【解説17】自転車損害賠償責任保険等を引き受ける保険者等とは何か。

答 自転車損害賠償責任保険等を販売する損害保険会社や共済事業者（例：全労済や、JA共済など）のことを指す。

【解説 18】 情報提供以外の必要な措置としては、どのようなものが想定されるか。

答 たとえば、自転車事故の防止に向けた交通安全意識の醸成のため、各種イベント時に交通安全講習を開催すること等が想定される。

< 第 5 条第 2 項関係 >

【解説 19】 第 5 条第 2 項の規定の趣旨

答 平成 29 年中の自転車運転者（第 1 当事者）の年齢層別交通事故件数を分析すると、19 歳以下の事故件数は全体の約 38% を占めており、未成年者の事故件数が多い傾向にある。

このため、自転車を利用する児童・生徒・学生や、その保護者への直接的な義務づけ以外にも、未成年者である児童・生徒・学生や、その保護者に対して、自転車損害賠償責任保険等について広報啓発が図られることが重要であることから規定したものである。

なお、自転車損害賠償責任保険等として代表的な、「日常生活賠償特約」や「個人賠償責任補償特約」等の名称で販売されている商品は、自動車保険や火災保険等に付帯されることが多く、保護者本人が、既に参加している自動車保険や火災保険等に「日常生活賠償特約」や「個人賠償責任補償特約」等の名称で販売されている特約を追加付帯することにより、同居家族である児童・生徒・学生も自動的にカバーされるものが殆どである。

このため、自転車を利用する児童・生徒・学生に加えて、その保護者にも、あらゆる機会を捉えて自転車損害賠償責任保険等への加入の必要性について広報啓発を図ることが重要であり、学校等の設置者による情報提供が期待されるところである。

【解説 20】 学校等とは何か。

答 本条に規定する「学校等」とは学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する「幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校」、同法第 124 条に規定する「専修学校」及び同法第 134 条に規定する「各種学校」を想定している。

また、「学校等の設置者」とは、同法第 2 条に規定する国、地方公共団体、学校法人等を想定している。

＜その他＞

【解説 2 1】 罰則を設けない理由について

答 将来的な罰則導入を排除するものではないが、当面、まずは自転車損害賠償責任保険等への加入促進に向けた利用者等の意識向上が重要であることから、現時点では、罰則規定までは設けていない。

【解説 2 2】 標準条例以外の規定を設けることについて

答 本標準条例は、ひな型を示したものであり、地域の実情に応じて規定を追加して差し支えない。